

平成28年新潟県糸魚川市における大規模火災に関する被災中小企業・小規模事業者対策について

平成28年新潟県糸魚川市における大規模火災により被害を受けられた皆様に対しまして、心からお見舞いを申し上げます。

独立行政法人中小企業基盤整備機構（略称：中小機構、本部：東京都港区、理事長：高田坦史）では、本災害で被災された中小企業の皆様が、早期に事業を再開できるよう、以下のとおり特別相談窓口を設置いたしましたのでご案内申し上げます。

12月22日付けで特別相談窓口を以下のとおり設けました。

<平成28年新潟県糸魚川市における大規模火災に関する特別相談窓口>

【関東本部】

- 総合相談窓口（企画調整課） 電話：03-5470-1509
- 住所：東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

適用地域（平成28年12月22日時点）

新潟県 糸魚川市（いといがわし）

参考：中小企業庁のページへ

[平成28年新潟県糸魚川市における大規模火災に関して被災中小企業・小規模事業者対策を行います](#)